

令和2年6月18日

第7回議会報告会実行委員会

委員長 田中 やすのり

第7回板橋区議会報告会の開催時期について

令和2年5月15日開催予定であった第7回板橋区議会報告会が延期となったため、令和2年6月5日に実行委員会を開催し、今年度の開催時期の案について検討を行いました。

その結果を、下記のとおり報告しますので、「板橋区議会報告会実施要領」項番3の(1)の規定に基づき、今年度の板橋区議会報告会の開催時期について議会運営委員会で検討し、決定をお願いいたします。

記

1 開催時期(案)について

令和2年12月

【参 考】

東京都板橋区議会基本条例(一部抜粋)

第12条 議会は、区民に議会活動の状況を直接に報告し、及び説明し、並びに区政に関する情報を提供するとともに、区民の意見及び要望を聴取することにより議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、特段の事情がある場合を除き、毎年1回以上、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

板橋区議会報告会実施要領(一部抜粋)

3 開催回数等

同一年度内に1回以上開催する。

(1) 開催回数及び時期については、議会運営委員会で決定する。

(2) 日程及び会場については、実行委員会で決定する。

(3) 改選年度の開催回数及び時期については、改選前年度の議会運営委員会にて決定する。